

①事業名	【3】放課後子ども教室推進事業－放課後子どもプランの創設－	
②主管課及び関係課（課長名）	（主管課）生涯学習政策局生涯学習推進課（課長：高橋 道和）	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標 1－2 地域の教育力の向上 達成目標 1－2－3 放課後や週末等における子どもの体験活動等の受け入れの場を全国的に拡充することにより、地域コミュニティの充実を図る。</p>	
④事業の概要	<p>放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、ボーイスカウト等の団体を含む地域の多様な方々にコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーとして参画を得て、子どもたちと共にスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する。この取組は、厚生労働省の留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」と連携した総合的な放課後対策として推進するものであり、文部科学省としては、この中で、様々な体験・交流活動に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちの学習機会の充実を図り、すべての子どもたちが地域の中で安心して健やかに過ごせる活動拠点を全小学校区に整備する。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	<p>平成19年度概算要求額：13,759百万円 事業開始年度：平成19年度</p>	
⑥広報計画	<p>【ターゲット】本事業は、子どもたちの放課後対策事業の実施主体となる市町村等に対して広報を進めていくもの。 【メッセージ】本事業の展開に当たっては、特に、地域の教育力を結集して、社会全体で子どもを育てる気運の醸成が重要であり、厚生労働省の実施する「放課後児童健全育成事業」と一体的あるいは連携して、円滑な事業実施を目指す。 【媒体】本事業の展開に当たっては、情報の発信・提供として、文部科学・厚生労働両省の各種会議における説明や子どもの居場所づくりホームページ等あらゆる媒体を活用しながら実施することを予定。 【タイミング】平成18年5月9日に両省大臣が「放課後子どもプラン」を合意・発表したことを踏まえ、各市町村において、19年度からの円滑な事業実施に向けた十分な検討がなされるよう、予算要求の過程においても随時、情報提供を進めていく予定。また、適宜、発信した情報を更新していく予定。</p>	
⑦事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】 ・文部科学省の「地域子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、これまで連携しつつも二元的に実施されていた両事業の実施場所や運営方法等ができる限り一元化することにより、各市町村において、教育委員会が中心となって、福祉部局の協力の下、総合的な放課後対策の展開が期待される。 ・具体的には、全国約23,000小学校区のうち、ニーズのある全ての小学校区において、できる限り小学校の中で、すべての子どもたちを対象とする総合的な放課後対策事業が実施される。 ・また、本事業に地域にある様々な団体（自治会、社会教育関係団体、NPO、企業等）や多くの大人の参画を得ることで、子どもたちを地域で見守り育む安全・安心な地域の子育て環境が整備されるとともに、子どもの社会性、公共心や規範意識、勤勉性、自主性、創造性等の豊かな人間性が育まれることが期待される。 【上位基本目標・達成目標との関係】 本事業の効果をあげることで、全国各地域において子どもたちの放課後対策事業の充実が図られ、地域の拠点である小学校を中心に地域の大人と子どもが分け隔てなく集い・共に活動することにより、達成目標1－2－3にある「地域コミュニティの充実」という成果に結びつくものと考えられ、ひいては、地域の教育力の向上に寄与するものと考えられる。</p>	<p>⑩達成年度 平成21年度</p>

<p>⑪必要性</p>	<p>「施策目標1-2 地域の教育力の向上」の目標を達成するためには、地域社会の中において、子どもたちに対して、異世代との交流による様々な体験の機会を提供することなどにより、地域社会の構成員としての社会性、公共心や規範意識、勤勉性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養うための取組を活性化させることが必要である。</p> <p>核家族化や地域社会への帰属意識の希薄化など、近隣住民の間の連帯感の欠如等を背景として、子どもたちの多様な体験・交流活動の場の不足等が指摘されており、各種調査においても、地域の教育力の低下が指摘されている。</p> <p>このような中、地域社会で心豊かな子どもたちを育成するための地域の教育力の向上は、まさに喫緊の課題となっており、文部科学省としては、平成16年度から「地域子ども教室推進事業」を実施してきたところである。</p> <p>放課後や週末等に子どもの活動拠点を設け、子どもたちが地域の大人や異年齢の子どもたちと様々な活動を実施する取組を推進することは、地域の多くの大人の参加を促進させ、地域コミュニティの充実及び地域の教育力の向上に大きな効果を上げるものであり、現在全国約8,000ヶ所以上の場所で実施されている「地域子ども教室推進事業」の取組においても、参加する地域の大人自身にとっても地域とのつながりを深めるきっかけとなっており、本施策目標の達成に対する貢献度は高い。</p> <p>また、現代社会の喫緊の課題である、犯罪から子どもを守るための対策等子どもの安全・安心の観点、少子化対策の観点、さらには学習機会の提供等再チャレンジの観点からも、このような取組は重要であり、大いに期待されているところである。</p> <p>上記により、国の重要な政策課題に対応する支援策として、地域の子どものみは地域で見守り育てていくための安心・安全な子どもの居場所づくりを引き続き推進していくことは、国の責務として必要である。</p>
<p>⑫効率性</p>	<p>本事業は、すべての小学校区で、あらゆる子どもたちに対する放課後の居場所づくりを効果的に推進するため、厚生労働省と緊密な連携を図るものである。</p> <p>また、現在実施している「地域子ども教室推進事業」においては、緊急的に本事業を全国的に展開する必要があることから、委託事業（国10/10負担）による事業の実施を行ってきたところであるが、「地域子ども教室推進事業」の成果を反映しつつ、地域の実情に応じ、市町村等が主体的に実施していくことを促進するため、本事業においては、国が主導して実施する委託事業ではなく、経費の一部を市町村等が負担する補助事業として実施することが最も効果的・効率的である。これにより、市町村における補助事業費の予算化が促進されることになり、将来的には市町村単独事業としての実施につながるものと考えられる。</p>
<p>⑬想定できる代替手段との比較考量</p>	<p>本事業は、国が市町村等への補助事業により実施するものであるが、市町村単独事業として実施することとした場合、全ての市町村において事業実施のための十分な財政措置を講ずることが困難であることから、実施目標達成のために必要な全国一律の事業展開は期待できない。</p> <p>国は、補助事業として安定的に支援をすることにより、全国的な事業展開が可能となるとともに、事業実施のノウハウの提供や先進事例の普及広報を通じて、ニーズのある全ての小学校区における取組を一層推進することができるものと考えられる。</p>
<p>⑭有効性</p> <p>指標・参考指標</p> <p>効果の把握の仕方</p> <p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）が整備された小学校区数 ・地域の大人の参加者数（無償ボランティア含む）とその増加率 ・地域の大人と子どもの交流、ふれあいの機会となっている等についての住民意識 <p>事業関係者及び実施地域の住民等を対象としたアンケート調査の実施</p> <p>本事業に先行して実施された「地域子ども教室推進事業」において、平成17年度は全国約8,000カ所において子どもの居場所づくりが整備され、延べ約2,490万人の子どもと、延べ約382万人の地域の大人が参加したところ。平成17年度においては、事業運営に協力する地域の大人の参加人数が対前年度45%増加しており、また、この地域の大人の参加者のうち、無償ボランティアが約4割を占めていることから、自らの地域に対する関心の高まりが見られている。</p> <p>また、「地域子ども教室推進事業実施状況調査」（平成18年3月）によると、この活動が、子どもにとって家庭・学校・地域で積極的な態度を見せるきっかけとなっているとともに、保護者もこの活動を通して子どもの成長を感じているといった結果等が出ており、子ども・保護者・校長・地域住民のいずれからも高い評価を受けている。</p> <p>このことから、本事業の得ようとする効果は十分達成することが可能であると判断。</p>
<p>⑮公平性、優先性</p>	<p>[政策の特性に応じて、必要により評価]</p>
<p>⑯評価に用いたデータ・情報・外部評価等</p>	<p>「地域子ども教室推進事業実施状況調査」（平成18年3月）</p>

①備

考

【関連する既存事業】厚生労働省所管「放課後児童健全育成事業」
児童福祉法第6条の2第3項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
両事業は、平成18年2月の両省局長通知により、両事業の効果的・効率的運用、学校諸施設の活用等の連携を図ってきたところであり、平成18年5月9日には、平成19年度より、両事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」（仮称）を推進することを両大臣が合意したところ。
【定員要求】子どもの居場所づくり推進体制の整備に伴う増（2名）

「放課後子どもプラン」平成19年度概算要求の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を要求。
- 両省の補助金は都道府県で一本化し、実施主体である市町村において、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」概算要求のポイント

※【】内が概算要求担当省

	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3カ年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第3項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
要求額	137.6億円 ※平成18年度委託事業費比[71.2億円増]	189.7億円(69.5億円増)
か所数	20,000か所 ※平成18年度委託事業数比[10,000か所増]	20,000か所(5,900か所増)
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3カ年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</p>	<p>○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</p> <p>○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</p> <p>○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</p>
ハード面	○小学校内に設置する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設</p>

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置 【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを各小学校区レベルに配置 【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 【文部科学省・厚生労働省】

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【概算要求担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討 → **全市町村に設置**

コーディネーターの配置【概算要求担当省:文部科学省】

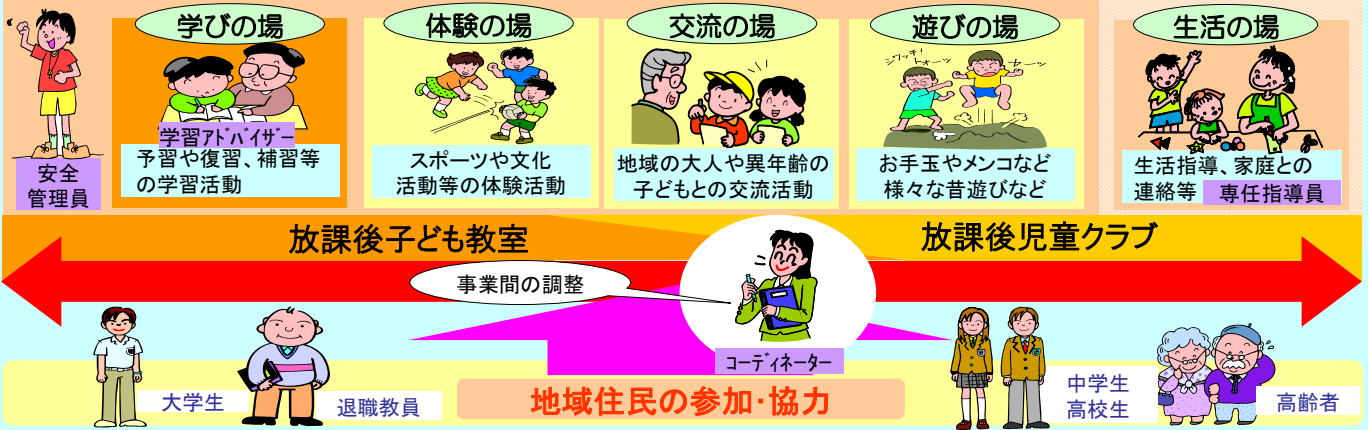
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 → **全小学校区に配置**

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【概算要求担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 → **全都道府県・指定都市に設置**

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【概算要求担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 → **全都道府県・指定都市で開催**